

住民監査請求における監査委員の勧告に基づき知事が講じた措置について

1 ポイント

港湾局が所管する大田区東海二丁目23番に所在する所有地のうち、区画番号7、8及び9の用地の管理を怠っていたことにより、都が被った損害額を補てんするための措置等を講じることを勧告したことに対し、平成14年4月5日付けで知事より措置を講じた旨の通知があった。

都が被った損害額を12,032,423円と確定し、その補てんのため、所有地を無断で使用した株式会社吉田組及び若築建設株式会社に、損害額に対する利子相当額1,107,450円との合計額13,139,873円を請求し、平成14年3月15日に全額が納付された。

2 請求の概要

- (1) 件名 港湾局が所管する所有地の管理を怠るなどとする件
- (2) 請求人 世田谷区松原四丁目37番6号 後藤雄一
- (3) 請求の受付 平成13年11月20日

3 監査委員の勧告

- (1) 内容 大田区東海二丁目23番に所在する所有地のうち区画番号7、8及び9の用地について、財産の管理を怠っていた期間における土地貸付料相当額が都の損害に当たるので、これを十分精査の上、確定するとともに、その損害額に対する利子相当額を合わせて、補てん等のために必要な措置を講じること。
- (2) 措置期限 平成14年7月31日
- (3) 知事及び請求人への通知 平成14年1月17日

4 知事の講じた措置等

- (1) 確定した損害額  
12,032,423円
- (2) 損害額に対する利子相当額  
1,107,450円
- (3) 措置年月日(納付年月日)  
平成14年3月15日(返納完了日)

(参考)関係法令【地方自治法第242条第7項】

監査委員の勧告があったときは、当該勧告を受けた長、職員等は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合においては、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

問い合わせ先  
監査事務局総務課 吉積  
(内) 55-512  
直通 03-5320-7016

東京都監査委員 殿

東京都知事  
石原慎太郎

「港湾局が所管する大田区東海二丁目23番に所在する所有地の管理を怠るなどとし必要な措置を求める住民監査請求監査結果」の監査委員の勧告に基づき講じた措置について

平成14年1月17日付13監総第727号により勧告のあった標記のことについて、地方自治法第242条第7項の規定に基づき必要な措置を講じたので、下記のとおり通知します。

記

1 対応の内容

勧告のあった区画番号7、8及び9の用地について、貸付契約も工事請負契約も存在しない期間について都に損害があるものと確定し、その損害額は、連続する損害金請求対象期間初日を評価時点とする一時貸付料評価額を算定単価とし、月を単位に算定の上、その補てんのために必要な措置を講じた。

また、上記金額に対する損害の発生した日から支払日までの年5分の割合による利子相当額もあわせて措置を講じた。

2 損害額の補てん額

13,139,873円

〔内訳〕

区画番号	期 間	貸付料相当額	利子相当額	計
7	平成11年3月31日から平成11年9月9日まで	1,410,115円	189,914円	1,600,029円
	平成12年3月31日から平成12年6月5日まで	542,737円	49,558円	592,295円
	平成13年2月7日から平成13年7月26日まで	1,286,755円	53,323円	1,340,078円
8及び9	平成10年12月19日から平成11年9月30日まで	5,048,322円	707,878円	5,756,200円
	平成13年3月31日から平成13年12月7日まで	3,744,494円	106,777円	3,851,271円
	合 計	12,032,423円	1,107,450円	13,139,873円

3 補てん年月日

平成14年3月15日（補てん完了日）